



新木町なる白子屋三郎一家の騒動を委曲尋ぬるに享保の始めの事なりしが此白子  
 屋の地而同じ十二間敷行は新道の方へ廿五間則ち券而千三百兩の地を一軒にて住居なし此  
 近邊の大身代なり主人は入部にて庄三郎と云今年六十歳妻は此家の娘にて名をお常と呼び四  
 十歳なれども生得派手なる事を好み甚だ嫁婦なりしか娘は熊け容顔衆人に勝れて美麗く見  
 る者心を動かしぬはなと二人の春秋も過て年頃に及びければ引手数多の身なれども我下紐は  
 前より清少納言の教へる今は伊達なる母を見慣ひて平生はすはに育ちしは其父母の教訓  
 の至りたる所なり取置母は心邪まにて愆深く亭主庄三郎は商賣の道は知りて世事に疎く  
 世帯は妻に任せ母は好事にして夫を尻に敷き身上向を己が儘に掻廻し我儘儘に振  
 舞居たりしか何時しか町内廻りの髪結清三郎と密通をなし内外の目を忍びて物見遊山に派  
 費を厭はき出歩行のみか娘は熊に衣類の流行物櫛笄ひ贅澤づくめに着飾せ上野淺草隅田  
 の花兩國川の夕涼み或は芝居の替り目と上なき奢をなしければ心有人は皆爪弾きして笑ふ  
 者多く此妻の渾名を一ツ印籠のお常と云て世間に誰知らぬ者も無りしかや然れば女の子  
 は父親より母の教方にて志操も美しかるべきに斯る母故幼少より育ちる身しく風俗は芝居  
 の俳優を見る如く淨瑠璃三絃の外は正敷事を一ツも教へず殊に女の爲べき裁縫の道は少し  
 む知悉自然とらはくしき事にのみ心を傾けしこそ淺猿げれ茲に白子屋の商賣に係りて庄

三郎が名代をも勤め此家の番頭と呼ばれたる忠八と云者如何の程にかか熊と人知らぬ中となりけるが母のお常は是を知ると雖も其身も密夫有故に渠を制する事出来ず却て取持しは人外と謂つべし是より家内の男女色慾に耽りお常は何時本夫庄三郎に少しの小遣ひを與がいて遊びに遣遣り跡には娘お熊番頭忠八と結清三郎ともに入込下女のお久お菊もお常に仕込れ日毎に酒宴の相手をなし居たりしが或日お常は金二分出し下男に云付酒肴を取寄芝居役者浄瑠璃語り三弦彈など入込皆々得意の藝を願し戯れ興じけり茲に又杉森の新道探右衛門店に廣山玄柳と云按摩あり是は別て白子屋へ入没り何様白子屋一軒を定得意となし居る身の上なればお常は勿論忠八が云事にては背く事なく主人の如くに仕へ毎日お常の肩を揉み機嫌をとり居たり斯日々密りに長じければさしるの身代漸々に衰へ享保八年十月夷子携前にて金二百兩不足に付妻のお常は番頭忠八と申合せ享主庄三郎に斯く申ける故忠三郎は甚だ困り入と雖も親類一家は素より妻が奢りを見るに付誰あつて用立者なきにやり庄三郎日頃懇意なる加賀屋長兵衛方へ行此の概略を話ければ長兵衛は氣の毒に思ひ材木屋仲間の中山形屋箱根屋加賀屋其他十人の者を頼みて無盡を取立一人前に金二十兩づゝとなし尤も長兵衛世話人故庄三郎の分まで都合四十兩出し二百兩集めて庄三郎に渡し集りし人々を厚く饗應し歸されける因て庄三郎は大いに悦び右の二百兩を夷子棚に上置其夜の長兵衛方へ禮に行たりしが此加賀屋長兵衛と云は元同町の加賀屋彌兵衛方へ十歳の時奉公に來りて十年の年季を勤め尙禮奉公十五年を勤め上都合廿五年の間見世の事に心を盡しければ則ち加賀屋の暖簾を貰ひ同所へ材木店を出せしが漸次に繁昌して此春より將軍家補御

用の様を譲られ猶々榮々消光けるも必竟長兵衛の心懸よき故なり斯く白子屋庄三郎は長兵衛方へ厚く禮を述吾が家へ立歸りしに其夜の中に夷子棚へ上置し二百兩の金見ぬざればお常忠八も狼狽たる狀にて主人へ斯く申けるに庄三郎は大いに驚き周章其分には捨置難しと直様加賀屋長兵衛方へ行右の譯を話し是は是非訴へねば成ぬと急込を長兵衛先々として様子を見伺し聞何様是は外より入たる盗人にては有まじ然れども今是を訴へる時には我々は兎も角も仲間の衆へ二十兩出させた上又々番所へ引出しては何分氣の毒にて我等濟難さにより先内々詮議致されよとの云もの、明日の拂ひに困らるべければ我等二百兩用立んにより夫にて此節季は濟さるべし尤も此金は利分に及ばせ御都合宜敷折返濟成るべしと金子二百兩を出して渡しければ庄三郎押越して段々御深切の上又斯る災難まで貴公の御苦勞に預り御禮は申盡し難しとて涙を流し打懣ひて歸り又お常忠八はまんま夷子棚の二百兩を欺き取仕合よしと微笑合是を斯してあゝしてと奢る事のみ談合けり儲其年暮明れば享保九年春も三月と成しに江戸中大火に付此白子屋も諸侯方を始め多分の用を達屋敷方の普請計りにて二千兩餘の儲けありしと云なり然かれども彼の加賀屋長兵衛より借請し二百兩のことは忠八が算盤を奇變庄三郎に偽りて今に返濟せざれども長兵衛は催促もなさせ彼是する中又其年暮過翌年と成身代左り前にて難儀なる由忠八より申せしかば庄三郎も不審に思ひ何とて其様に成しと云に忠八御屋敷の不請存じの外積り違ひにて一箱餘の損金三になり其外彼是にて二千兩餘の損に爲たりと口から出任せに偽るをお常も側から種々口車の楯を取しかば又々加賀屋へ到り段々の仔細を話けるに長兵衛は左右氣の毒に思ひ或時

庄三郎に對ひ時節とは云乍ら古きお家の斯迄小如意になり給ふ事是非なき次第なり夫に付  
少々御相談あり其譯はお娘子お熊殿へ持參金のあつて御入給ひて如何や尤も外に男の子  
も御在ぬ事故お熊殿年の長ぬうちに御養子をなし持參の金子を以て山方問屋の借を償却  
し方も氣を付て身上を立直す様に相談して見給へ深切の言葉に庄三郎大に喜び何から何  
迄段々のお世話恭けなく是に過たる事はなし然れ共我々方へ參る養子の有司や能々御相  
下さるゝ御偏に御願申なりと云けるにぞ然は先方へ申聞べき間御家内へも此段能々御相談  
成るべし吾等方は明日暇と致たる返事を承まはりし上又々御話申べしと庄三郎を歸しけ  
り夫より長兵衛は大傳馬助家主平右衛門方へ行先達て御話の御殿白子屋庄三郎にて貰ひ度  
由故御世話下さるべし白子屋事は村木町にて千三百兩の地面も持居御屋敷方の出入澤山有  
て棟敷は三千兩程なり然れば五百兩位は持參ありて宜しかるべし殊更娘お熊は當年廿二  
歳にて容貌もよく承まはれば御殿は四十に近しとかや随分相應の縁組なれば能々御世話願  
入と申を平右衛門聞て夫は相應の相談なり當人といふは吾等が同町の地主彌太郎方に勘居  
らるゝ又七と申者なり随分辛抱人にて主人彌太郎事は最早六十にもなれど一人も子なく金  
ばかり澤山ありて是而は十三ヶ所も持居此人親分となる積りなれば何事も氣遣ひなし先方  
へ能々話せし上明日御返事致すべしとて長兵衛を歸し其後平右衛門の口入にて双方相談調  
ひ吉日を撰みて五百兩持參金をなし又七を彼の白子屋の御養子とぞなしたりけり此事は素  
よりお熊の不承知なるを種々説勸め跡は右も左も先當分其五百兩を取りて又樂むべし其上  
此方の仕向により御の方より出て行時は金を返さるに濟仕方は如何程も有べしとお常忠入

悪巧にて種々に言なし終に又七を入れどもお熊は祝言の夜より瘴氣發縁儀なりとて  
内側へ寝かしお熊は忠八母は清三郎と毎夜枕を双て一ツ寝をなす事八外の仕方なり然と  
又七は是を一向知らず最早一年餘に及べどもお熊と一度も添寝をせせ加之聲に來りてより  
家内中の突掛者となり優さ詞を懸る者一人もなけれど下男長助と云者のみ又七を大切に  
し彼の四人の者共を憎みけるが或時給金三兩を田舎へ遣はさんどて手紙に封じ瀬戸物町の  
島屋へ持行し途中橋向ふにて書物盗に奪はれ忙然として立歸りしが那の金を取れては又一  
半餘の奉公を爲ねばならぬと力を落し顔色滄然と居ける處へ又七は立出何故其様に鬱ぎ居  
るや心地にて悪さかと問ひけるに長助は有の儘に譯を話し涙を流しけるを又七は憫然に  
思ひ我等其金を與んとて懷中より三兩取出し長助へ渡しけるに長助は大地に膝伏此御恩は  
思れまじとて悦びけり是よりは別して此長助而已毎度お常始の悪巧みを内通して又七を  
殺しなり或時彼の四人打寄て耳語やう又七事は迄種々非道をなすと雖も此家を出行景色な  
し此上は如何せんぞ相談しけるにお常は膝を進是は毒藥を飲せるに如なけれども急に殺し  
ては顯るゝ故一ヶ月ばかりも過て死ぬ線に藥を調合して用るが宜しからん此事は先新道の  
玄柳方へ行て相談致すべしと四人打連立て出行たり扱彼の長助は毒藥と云聲の不圖聞ぬけ  
れば又々四人の者共が悪事ならん何れ又七様の事なるべしとお常の部屋傍に寄立聞をな  
しけるが新道の玄柳方にて調合なし貫はんと出行体故素知らぬ面に臺所へ立戻りたり又彼  
の玄柳は毒藥の事を請合けれども針醫の事なれば毒藥を求めんこと難しと思へば風藥二眼  
を四十文にて買炮烙にて是を煎金紙に包み鄭重らしくしてお常に密と渡しければお常の喜

次金子を玄柳に遣しお熊俱々厚く禮を述べたりけり此時玄柳は僅か四十文の風藥にてお常より三両忠八より五両お熊より一兩都合九兩の金にあり付しは藥丸屑倍所か是藥百倍と云べしと喜びけり夫より此藥を下女に云付又七が飯汁茶などへ入れて毎日一用ひしとぞ彼の長助も此事を聞しかば又七へも密かに告置已も随分心を付ると雖も大勢にて爲る事なれば何時の間に入けるや知らされども或時蝶の切身を煮て皿に盛彼の藥をお熊が手より入れて又七の前へ持來り是は母様よりお前に上んとて新塲より取寄し魚成ばお熊が喰り成るべしと一半餘の間に始めてお熊の口より又七へ勸云ければ又七も喜び直様飯を取寄是を喰んと爲るを長助は目配せをなし止る体故扱けと思ひ何か紛らして是を喰む夫より又七は新道の湯に持けるに長助も後より同く湯へ來り彼の毒藥をお熊が入たる事を窺ひに話し私しに昨日一服遣して貴君様の食事に入れて呉れよと頼み候と彼の藥を見せければ又七委細を聞て驚き我は加賀屋長兵衛方へ參る間其方後より參るべしとて其足にて又七は長兵衛かたへ到り是越の事を物語り勘辨なり難しと立腹致ければ長兵衛も以の外に驚きける處へ長助も來り三人額を集めて相談しける中長兵衛心付さ彼の藥を猫に喰せて試しけるに何の事もなければ是には何か様子有べし我又致方有は随分油斷有べからむとて又七を宥め一先歸しけり其後三日過て長兵衛の白子屋庄三郎并に妻お常を呼び段々内証の都合迄も聞伺共氣の毒な事なり然らば筆又七股お熊殿との中宜しくば家を渡し世帯を若夫婦に任せ番頭忠八には暇を遣し小手前にして家内取廻し善が肝要なり而御兩人は氣樂に御隠居有べし又宜敷事有べしと事を分て段々遠廻にお常へ異見をなしけるに庄三郎は大に悦び何かと厚き思召の程



八 恭けなく承知致したりと申けるにお常は甚だ不承知の面にて長兵衛に向ひ又七に世帯を渡せと仰らるれども追々渠が舉動を見るに一として商賣の道に適き其上未だ出入場等の勝手も覺き今忠八に暇を出しては猶々都合悪く手代多くの中にも忠八は發明にて萬事心得居者なり又七は素よりお熊と中陸しからせ持參金を鼻に懸て我々を見下し不孝の事のみ多く其上下女などに不義を仕懸何一つ是ぞと云取所なく斯様の者に家を渡す事は勿論忠八に暇を遣せなどとは憚りながら餘りなる御差圖なり我々隠居致すよりは又七を離縁致方が却て家の都合なりと申ければ長兵衛是を聞夫は何分聞ぬ論なり下女に手を付るなどとは必竟お熊殿の取扱ひ悪き故起る事なり何れ免れ免れ免角家の丸く治るが宜れば何事も堪忍有て隠居有べしと勧めけるにお常は大いに立腹して一々云争ひ氣に入ぬ聲なれば地面を賣てなりとも持參金を戻し不縁致すべしと罵りけるを長兵衛種と諫めければとも一向に承知せず疊を蹴立此様な話を聞せと直様御歸りぬれと夫庄三郎を引立てぞ歸りける夫よりお常は庄三郎に少しの錢を興へ講釋の寄席へ追遣り跡は忠八お熊清三郎を招合例の如く酒宴を始め長兵衛が云し事どもを委訓話して此上は金子五百兩拵へ又七に添て離縁するに如なし然すれば長兵衛彼れ是云れる筋なし又七を出す事ゆる忠八此金算段せられよと申ければ忠八は打悦び其金子必ず調達致すべし私し一つの工夫有とて清三郎に耳語頼み其夜油町新道伊勢屋三郎兵衛方へ忍び入て金五百兩を盗み取清三郎は其隣の金屋利兵衛方へ入りて彼の腰元竹を切殺し娘の手道具を奪ひ取り來りしが忠八にも是を話し我も只歸るは殘念ゆゑ是程の働さをせしと取たる品々を改め見るに蝦夷錦の楊枝指一角の箸其外筭ひ簪しの類何れも金目

の物多く有ければ兩人是は儲ものなりと悦びけり然れども此品賣拂は顯るべしとて暫時の間彼の玄柳方へ預け置けるが此品々より終に二人が天罰報ひ來とは知りけり扱も白子屋にては又七が事は地面を賣てなりとも持參金を返し離縁致すべしとお常長兵衛に云し詞有ば終に離縁の事を申込たり

◎ 第二回

母にお常は忠八を頼み金五百兩才覺致させけれ共又侯夫庄三郎を偽り又七を離縁す金にさし支ぬる間地面を賣入にて金五百兩借出すべしと勧めけるに庄三郎是非なく又々長兵衛方へ行金子にさし支ぬる趣を話せしかば長兵衛も是はお常の仕業ならんにより捨置べしとは思けれども庄三郎が達ての頼を聞ざるも氣の毒と思ひ長兵衛申は何卒身代を持直し給へ殊に先祖代々の地面を人手に渡さるゝ事嘸かし殘念なるべし然ば我等其五百兩は用立申べし然れども今度は金子出來次第百兩にても五十兩にても御返濟成れよ利分は取り申さず金子相濟次繼に證文は返却致すべし先證文は預り置申べし其地面人手に渡さるゝが氣の毒に存せざる故なりお常殿にも此話をなされ請人共御三人御印刑御持參有べしと申ければ庄三郎大いに悦び立歸りてお常忠八に長兵衛がサせし通り咄しければお常は是を聞夫は長兵衛事此地面を自分が欲しければ体よく然様申成べし何は免れぬれ五百兩借候はんとてお常が合口なる親類を連れて三人印形を持ち長兵衛方へ行五百兩借て歸りけるがお常は此金丸手に入しより又々放すが惜くなりし事誠に白子屋滅亡の基とこそは知られければ何れがな又七が察度を見付云立なば金を返すに及ぶまじと思ひ居けるに或日庄三郎は又七を呼松平

十 相摸守殿の屋敷へ金子六十兩請取に参るべしと申付しかば忠八是を聞てお常に斯と知らせ  
彼の清三郎を招き三人何か物に耳語さけるが程なく清三郎は出行たり是は途中にて悪者に  
喧嘩を仕掛させ屋敷より請取来る六十兩を奪ひ又七は此金を受取て遊女通ひに遣ひ込しと  
云立夫を科に離縁せんどの巧みなり斯とも知らず又七は下男長助を俱に連て出行屋敷より  
金子を請取夫より吳服橋へ掛り四日市へと來懸るに當時は今と違ひ晝る四日市邊は淋しく  
人通り稀なれば清三郎は惡僕二人と共に此處に待伏なし居たり又七は金を持たる故随分用  
心はずれども白晝の事なれば何心なく歩行來りし所手拭にて顔を包みたる大の男三人現は  
れ出突然又七に組付故又七は驚きながら振放さんど爲る所を三人の男手を指込み懐中の金  
子を奪んとすにぞ又七は長助に聲を掛け盗人くと呼はりければ長助は先刻より外一人  
の男と組合居たるが此聲を聞て金を取れては大變と振放し又七の懐中へ手を入たる男の横  
面を充分に打叩きければ彼の男横に撞と倒されしにぞ其間に又七と共に残り二人の悪者を  
散々に打叩きける故皆叶はじと散々に逃行けり然ば金は取られ先無事に其場を立去たり  
此長助は力量勝れし男故幸ひに打勝しとは雖も何共合点の行ぬ者共なり正しく是も四人の  
者の巧み成べしと話合なから長助は道々お常は清三郎と譯有る事お熊は忠八と不義の事な  
と落もなく語りければ又七は始てお熊は忠八と譯有し事を聞扱は日頃の仕方思ひ當りたり  
と夫より二人我家に歸り庄三郎に金子を渡しけるにお常忠八等は見えて清三郎に頼みし  
事手等違ひたりと思ひ又々玄柳方へ行て相談すべしと其翌日三人玄柳方へぞ到りける期て  
又清三郎は四日市にて長助に十分打れ面に疵を受ければ我が宅に引込居たりしに玄柳方よ

少呼に來りしがば早速走り行四人打寄又々悪事の相談をなすにお常は聲を潜め我一ツ思付  
たる手段あり其譯は下女の菊の生得愚成者なれば是に云付又七が聞へ忍せ剃刀にて又七  
へ少しにて疵を付情死せんとて又七に誑され口惜ければ是非とも又七を殺して我も死ぬ  
覺悟なりと呼はらせ其處へ我々斯込種々詮議して菊が口より云々と云せんは如何にやと申  
ければ一人是を聞其謀計奇妙く誠に當時の智者なりと譽稱へ夫より白子屋へ歸り年増の  
下女お久を物に呼びてお熊の小袖三つと金一兩を出し菊に斯々言合め吳よと頼ければお久  
承知して我部屋へお菊を呼始終の事共委曲話し又七様へ疵を付其身も咽喉を少し疵付情死  
と云て泣べしと教頼み居たるを長助は物影より是を聞て大いに驚きながら猶息を詰て聞居  
たり斯とも知らず元來お菊は愚なれば小袖金子を見て忽ち心迷ひ何の思慮もなく承知をぞ  
なしたりける又長助は驚き様子に聞濟し早々又七に右の事故を話し御油斷有べからせと云  
により又七點頭今宵若菊が來らば吾直に取て押へ繩を掛べし其時其方は早々加賀屋長兵衛  
を呼來るべしと物に示合せて別れけり菊は只金と小袖の欲さに其夜丑の刻も過る頃又七  
が寢間へ忍び入り剃刀を逆手に持又七が夜着の上より刺貫しけるに又七は居る夜具ばかり  
なれば南無三と傍邊を見る間に又七はお菊を蹴倒し難なく繩を掛又七は大音揚長助くど  
呼聲に家内の者共目を覺し何事にやと庄三郎お常お熊忠八も此所に來り彼是なす間に長助  
十 是加賀屋へ駈行又七様只今急に御達成れ度との事出來しにより私し御供仕つるべき間御入  
二下されよと申ければ長兵衛驚き直様同道にて入來るにお常は長兵衛に向ひ又七事を指  
置下女の菊と不義をなし終に情死とまでの騒ぎなり夫故平常お熊と中悪く家内治らせと云

ければ又七是を開是は思ひもよらぬとを仰らるゝもの哉今宵菊が何故か刃物を持って吾が癪  
二十所へ來りし故怪敷思ひ片蔭に隠れて親ひしに夜着の上より吾を刺候様子に付取押へて繩を  
強しなり此儀公邊へ訴へ此者を吟味致さんぞ云けるを長兵衛は先々事穩便に世間へ聞へぬ  
中濟す方が宜しからんお常殿もお熊殿も能御思案有べし縦令又七殿がお菊に通じたるにも  
せよお常殿より又七殿に驚と御意見有てお菊に暇を出せば濟事なり是れを又七殿訴へなば  
大亂となり白子屋の家名立難しお常殿は女の事故其處へ氣も付れざるは道理の事なれ共能  
を勘辨ありて随分又七殿を宥め家内和合致さるゝ様成るべし不如意の事は及ぶなからこの  
長兵衛見繼申さんと利解を述べれどもお常は一向得心せざり又七事菊と忍合情死爲んとせし  
を見付しに相違なければ公儀へ訴へ何所迄も黑白を分申べしと片意地張て持參金を返濟せ  
ぬ工風をなすに忠八も側より進み日頃又七様下女に手を付られし事私しども存じ居しと云  
ければ又清三郎も傍邊より進み出御兩人の仰せ御道理なり又七様御持參金を鼻に掛け吾々  
廻も見下給ふ事甚だしと云を長兵衛は見遣汝は廻りの髪結ならぬや何故夜中此所へ來り入  
らざる差出口過言なり長助那の者を擲出せと云ひければ長助は立懸り清三郎が首筋を擲  
て表へ突出し門口の材木を投付けしに清三郎は怒り汝れ此間も四日市の盗人は汝かと云れてハッと思ひしが  
斯投付る事此返報覺ぬ居よと罵りけるに扱は四日市の盗人は汝かと云れてハッと思ひしが  
後をも見せして逃歸りけり情又長兵衛はお常に向ひ此事訴へなば怪我人も多く出来る故何  
分穩便に取扱ひ白子屋の家名に瑾の付ぬ様我々が意見に隨ひ給へと言へどもお常は少しも  
承知せざれば長兵衛も今は是非なく又七を連れて我が家へ立歸りたり其間に夜も明たれば

長兵衛は傳馬町なる平右衛門方へ到り右の次第を物語りければ平右衛門は大に立腹し白子  
屋の者共如何にも不届なる仕方なれば早々地主へ申聞せんと夫より彌太郎方へ行右の仔細  
話居處へ番頭忠八髪結清三郎の兩人入來り彌太郎訴へ出るにより又七を預り手形を出せど  
店先にて談事ければ彌太郎今は勘忍成難く其方よりの訴訟を待て共此方より訴へんと言時  
又々下男長助又七を尋ね來り夜前清三郎が言し四日市の事を話しけるにぞ尙々遺恨を重ね  
右の趣きまで願書に認め居たるに加賀屋長兵衛入來り我等何分にも取扱ひ候間今少し御待  
下さるべし白子屋方へ能々異見を加へ内濟致すべしと言置夫より又白子屋へ行此事訴へら  
れては此方の家名を失ふ基成べきにより内濟にし給へと種々に説勸めると雖もお常は一向  
承知せむ却て長兵衛迄も散々に罵りける故長兵衛も今は是非なく打捨ければ終に彌太郎の  
方より訴訟にこそ及びければ然ば大岡殿是を聞れ此訴訟の趣きにては大いなる罪人入逆の者  
多し是を糾すの誠に歎は敷事なりと種々利解有て下られければ双方得心せざれば是非な  
く吟味とぞなりにける頃は享保十二年十月双方惣呼出しの人々には白子屋庄三郎并に妻常  
娘熊脊頭忠八下男長助下女久同菊聲又七大傳馬町居付地主彌太郎加賀屋長兵衛等なり此砌  
髪結清三郎は出奔して行方知れぬ大岡殿彌太郎に向け其方願書の向さ相違なきやと尋問  
らるゝに彌太郎御意の通少しも相違之なく候と答へしかば頓て庄三郎と呼れ其方妻常娘熊  
十番頭忠八斯の如き悪事をなす事存て差置しや又知ざるやと申されしに庄三郎其等の儀は實  
三以て存じ申さぬと言ければ亦大岡殿お常に對はれ其方聲又七に毒殺の覺ぬ有之やと尋問  
らるゝにお常は首を上如何にも驚きたる体をなし其は決して覺ぬ之なく又七事妻を差置下女

四十 不義を仕掛不届に付離縁致さんと存じ候處斯の訴へに及びし迄にて候何卒御慈悲を以て  
又七儀離縁仕つる様願ひ上奉つると申立るを聞て又七恐れながら進み出其毒藥の儀相違  
之なく則ち稻荷新道横山玄柳と申す醫師に藥を貰ひし節の證文等も之あり候御呼出の上御  
吟味下さるべしと申ける故早速右玄柳を呼出されて尋ねられし所玄柳申立るは常頼み  
にひへ共毒藥は容易成ざるに付調合せ斯々致し風邪藥にて間を合せ候と答るにぞ大岡殿  
次に下女お菊を呼れ其方主人の聞へ刃物を持忍ひ入る事大膽不敵なり但汝が一存か亦は人  
に頼まれしか正直に申さざれば一命に及ぶべしと云ひけるにお菊は生たる心地なく恐入て  
お常始め四人の者に頼まれし段白地に白状しければ大岡殿ソレ縛れと下知を傳へお菊に繩  
をうたせ又娘お熊手代忠八兩人に向はれ其方共日來密通いたし居聲の又七を殺んとせし段  
不届なり有体に申立よと有て直に繩を掛させられしかばお常是を見ハツト仰天し今更後悔  
の体に差俯向しを大岡殿發打と白眼れ其方養子又七に疵付候様下女菊に申付たる段不届な  
り有体に申せと云れしかば隠す事能ひぞお常お熊共に白状にぞ及びける又庄三郎は家内の  
者斯の如き不届を存せざる段不堪なり猶外に何ぞ心當りの事は之無やと申されければ庄三  
郎何る是と申程の儀御座なく候へども髮結清三郎と申者常々入浸り居しは心得難く候申  
立るに大岡殿同心を呼れ白子屋家内を檢査清三郎を捕へ來れと下知せられしかば同心馳行  
て檢査しに清三郎は遂電せし様子なれども道具の中斯様の品ありしと其品々を持來りし中  
に蝦夷錦の箸入花菱の紋付たる一角の箸籠甲の簪などありしかば大岡殿是を見給ひ即時に  
金屋利兵衛を呼出され此品其方覺へ有りやと尋ねられければ正しく覺へ之あり私し娘の手

道具なるよし申立しにぞ猶又お常お熊兩人へ嚴敷尋ねられしかば忠八清三郎兩人より貰ひ  
しまし何事存せぞと申により忠八を糾問有ければ終に白状致しけり因て金屋の盜賊も相  
知れ夫より清三郎へ追手を掛られたり扱牢内より彼の旅僧雲源をよび出され又伊勢屋三郎  
兵衛をも呼れて五百兩の盜賊相知れしにより人違ひにて是迄雲源を苦め候間其代り雲源を  
宜敷扶持致すべしと申渡され雲源は出牢となり利兵衛は得意を吉三郎に返さる段不届な  
れば身代を半分にして吉三郎に菊を娶せ養子となし利兵衛夫婦は隠居致す可且彌太郎方へ  
は又七を取戻せと申渡されたり

○白子屋一件裁許申渡しの事  
享保十二年十二月大岡殿白洲に於て申渡し左の通

新材木町

白子屋庄三郎養子

又七妻

く ま

其方儀手代忠八と密通致し不届至極に付町中引廻しの上淺草に於て獄門申付くる

白子屋庄三郎手代

忠 八

二十八歳



其方儀主人庄三郎後子又七妻熊と密通致し其上通り油屋伊勢屋三郎兵衛方にて夜盗相働き金五百兩盗み取候段重々不届に付町中引廻しの上浅草に於て獄門申付る

白子屋庄三郎下女

十八歳

其方儀主人妻何程申付候共又七も主人の儀に付致方も有之べき處主人又七に疵を付刺さへ不義の申掛を致さんとせし段不届至極に付死罪申付る

白子屋庄三郎妻

四十歳

其方儀養子又七に疵付刺さへ不義の申掛致し様下女さくに申付る段人に母たるの行ひに非き不届至極に付遠島申付る

杉森新道孫右衛門店

針 醫

横山 玄柳

新材木町家持

白子屋庄三郎 六十歳

其方儀白子屋庄三郎妻常始めの悪事に荷擔致し候段不届に付追放申付る

其方儀養子又七に疵付候節儀と様子をる見届せ其上妻常娘手代忠八不届の儀を存せざる段不届に行江戶控申付る

同人手代

伊 長 彦 清 兵 衛  
忠 八 儀

其方共儀不届の筋も是なきに付構ひなし

但當時下女久は病死に依て名前是なし

彼の時髪結清三郎は上総へ逃行し所天網通れ難く終に召捕れ拷問の上殘らば悪事を白狀に及びければ是亦引廻しの上獄門申付られたり儀亦熊は引廻しの節上には黄八丈下には白無垢二ツを着し本繩に掛り襟には水晶の珠數を掛け馬に騎りて口に法華經普門品を嚙へながら引れしとぞ此時熊の着たるより世の婦女子黄八丈を不義の綱なりと嫌ひしに儀れ事の様なれども其は貞操の意とも云べし然るを近來其事を知る者も稀なりと雖も又不開化なぞいふ者もあらんか謹愼しらべしと云口も又愼しむべし

當時の狂歌に

實に賊名は畜生の熊なれや不義に曇かし胸の月の輪  
白子屋を下からばおやころし聲を殺さん心怖ろし

其方儀主人庄三郎養子又七妻熊と密通致し其上通り油屋伊勢屋三郎兵衛方にて夜盗相働き金五百兩盗み取候段重々不届に付町中引廻しの上浅草に於て獄門申付る

白子屋庄三郎下女

十八歳

其方儀主人妻何程申付候共又七も主人の儀に付致方有之べき處主人又七に疵を付刺さへ不義の申掛を致さんとせし段不届至極に付死罪申付る

白子屋庄三郎妻

四十歳

其方儀養子又七に疵付刺さへ不義の申掛致し様下女さくに申付る段人に母たるの行ひに非ぞ不届至極に付遠島申付る

杉森新道孫右衛門店

針醫

横山玄柳

其方儀白子屋庄三郎妻常始めの悪事に荷擔致し候段不届に付追放申付る

新村木町家持

白子屋庄三郎  
六十歳

其方儀養子又七に疵付候節篤と様子を覓届き其上妻常娘熊手代忠八不届の儀を存せざる段不届に付江戸轉申付る

町人手代

伊長清  
八兵衛

其方共儀不届の筋も是なきに付構ひなし

但當時下女久は病死に依て名前是なし

彼の時髪結清三郎は上総へ逃行し所天網通れ難く終に召捕れ拷問の上残らざる悪事を白状に及びければ是亦引廻しの上獄門申付られたり借亦お熊は引廻しの節上には黄八丈下には白無垢二ツを着し本繩に掛り襟には水晶の珠敷を掛け馬に騎りて口に法華經普門品を唱へながら引れしとぞ此時お熊の着たるより世の婦女子黄八丈を不義の綱なりとて嫌ひしに穢れ事の様なれども其は貞操の意とも云べし然るを近來其事を知る者も稀なりと雖も又不開化などいふ者もあらんか謹慎しらべしと云口も又慎しむべし

當時の狂歌に

實に誠名は畜生の熊なれや不義に曇かし胸の月の輪  
白子屋を下から眺むばあやころし罌を殺さん心怖ろし

身も婦人必る不仁候は常置に妻不置の巧みなりけり

白子屋に熊の件録

明治廿二年五月十三日印刷  
全 年五月十六日 翻刻出版

發行者 赤松市太郎

大坂府東區今橋二丁目廿六番地

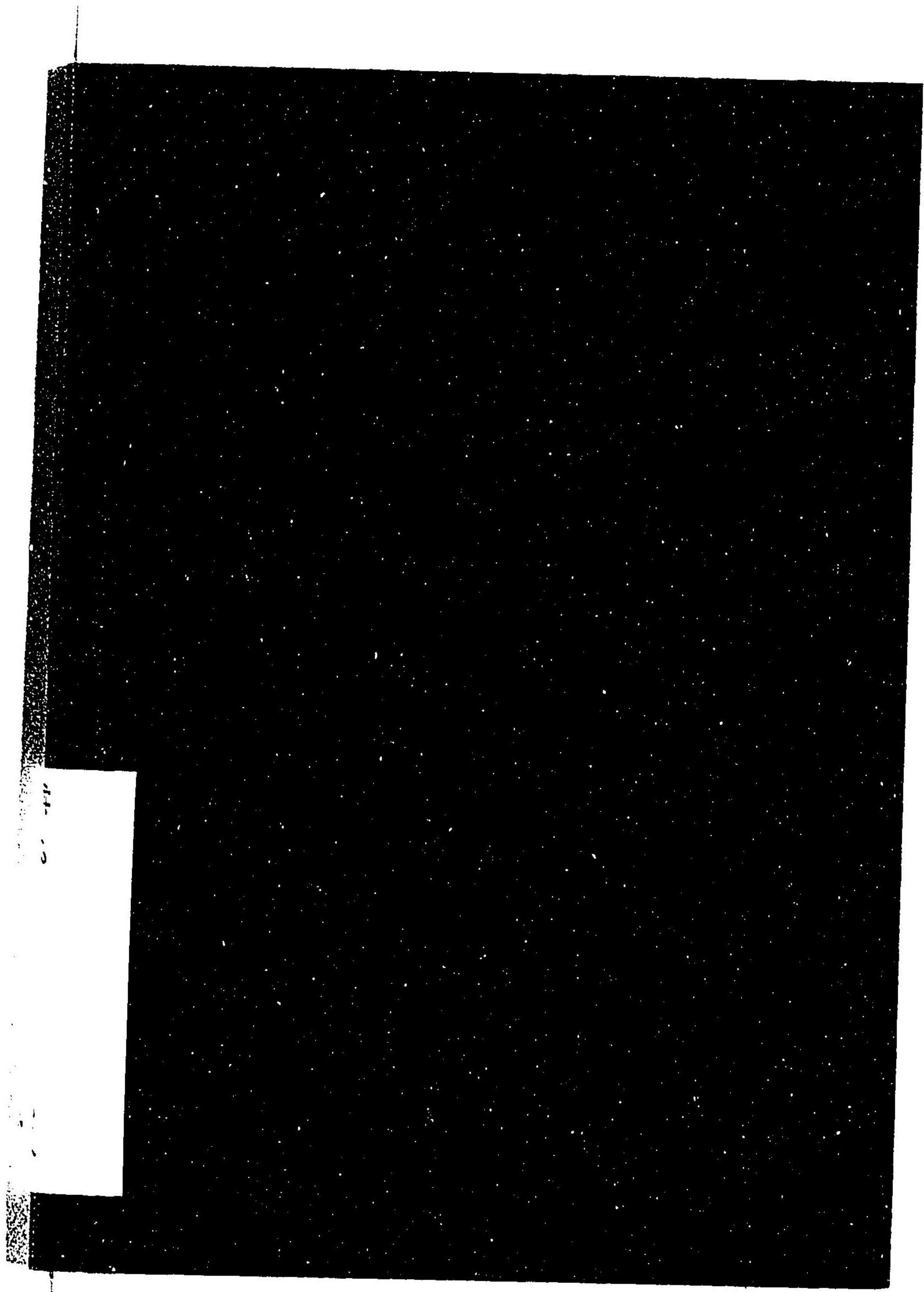
印刷者 山上貞二郎

大坂府東區平野町二丁目十一番地  
自由堂

發行所 駿々堂本店

大坂心齋橋北詰四番地

Handwritten text, possibly bleed-through from the reverse side of the page. The text is extremely faint and illegible due to the quality of the scan. It appears to be organized into several lines or paragraphs, but no specific words or numbers can be discerned.



111

特13

301

大岡名誉政談

白子屋於熊の件

国立国会図書館

090292-000-8

特13-301

大岡名誉政談

白子屋お熊の件

駈々堂

M22

DBN-0689

